日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……（環境局気候変動対策部地域エネルギー課）…一

告示

○歴史的建造物の選定解除……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一

○建築基準法による一団地の区域……（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（同）…三

○指定障害福祉サービス事業者の廃止……（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…四

○知事指定薬物の指定の失効……（福祉保健局健康安全部薬務課）…六

○都道の区域変更（五件）……（建設局道路管理部路政課）…六

○都道（首都高速道路）の区域変更……（同）…一五

告示（選）

○政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年分～平成三十年分）……一六

○政治団体の収支報告書の要旨（令和元年分第八回）…一九

○政治団体の収支報告書の要旨（令和二年分第四回）…二〇

○政治団体の収支報告書の要旨（令和三年分第二回）…二一

○政治団体の届出……二五

○政治団体の届出事項の異動の届出……二〇

○政治団体の解散の届出……二二

○資金管理団体の指定の届出……二三

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……二五

○資金管理団体の取消しの届出……二六

規則（公）

○警視庁組織規則の一部を改正する規則……二六

規程（水）

○東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程……二七

公告

○都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……（総務局行政部振興企画課）…二七

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…二九

○都市計画の図書の縦覧……（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）…四〇

○防災街区整備事業組合の理事長の就任……（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…四一

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…四一

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…四一

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……（下水道局）…四一

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◉東京都告示第二百五十八号

東京都景観条例（平成十八年東京都条例第百三十六号）第二十四条第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物の選定を解除したので、同条第二項において準用する同条例第二十二条第六項の規定により告示する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小池　百合子

一　東京都選定歴史的建造物の名称等

名称	構造及び規模	所在地
自由学園女子部食堂	木造、平屋建（一部二階建）	東久留米市学園町一丁目八番十五号
自由学園女子部体操館	木造、平屋建（一部二階建）	同右
自由学園女子部講堂	木造、平屋建（一部二階建）	同右

二　選定解除の理由

令和四年三月十八日付東京都教育委員会告示第十号により東京都指定有形文化財（建造物）に指定されたため

三　選定解除年月日

令和四年三月十八日

◉東京都告示第二百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長　名取伸明

一　対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
小金井市中町二丁目五十三番一の一部	令和五年二月二十日

二　認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

◉東京都告示第二百六十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小池百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（品川区広町二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　ふっ素及びその化合物

別図

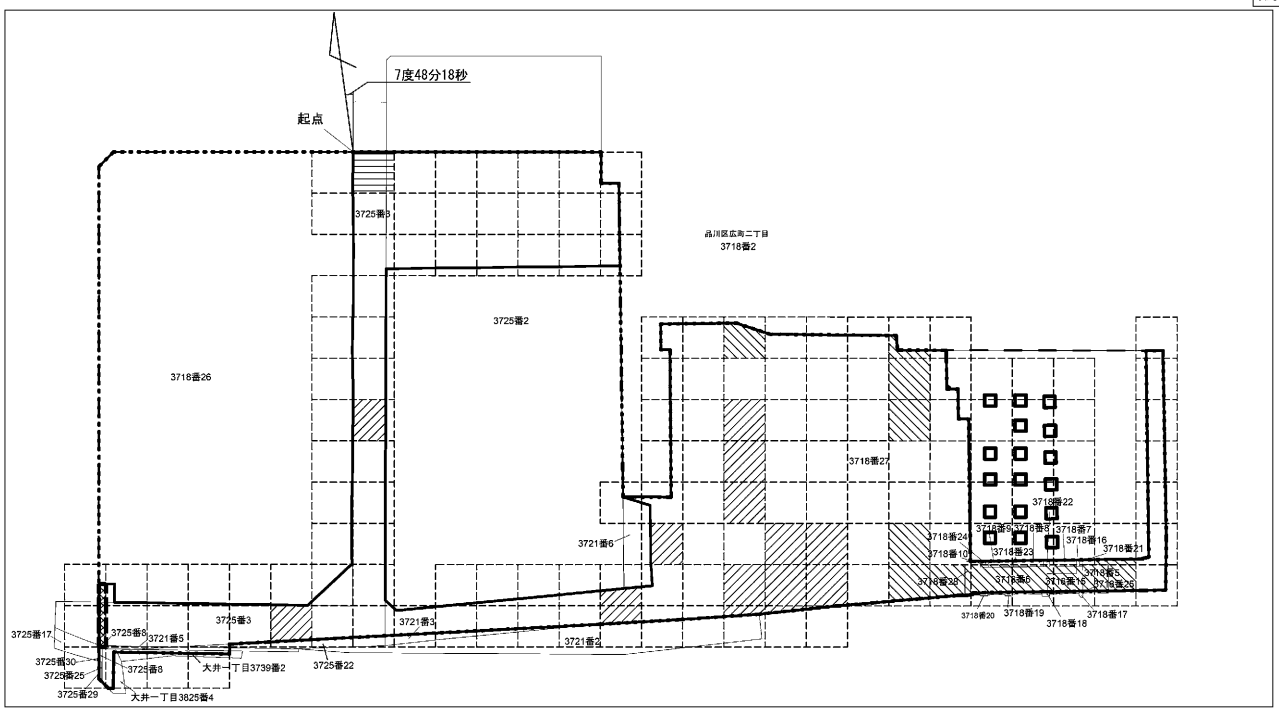

【凡例】
- ：筆境界
- ：敷地境界
- ：土地の形質の変更範囲
- ：調査対象地
- ：今回調査対象地
- ：単位区画
- ：形質変更時要届出区域（この告示で指定する区域）
- ：形質変更時要届出区域（令和4年東京都告示第1358号により指定した区域）
- ：形質変更時要届出区域（令和4年東京都告示第1222号により指定した区域）
- ：形質変更時要届出区域（令和4年東京都告示第795号により指定した区域）

【起点】
起点の位置はX=-43386.074，Y=-9092.850とする。（調査対象地の最北端とする。）
座標は，測量法（昭和24年法律第188号）の規定により，世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（7度48分18秒）】
格子の回転角度は，起点を通り，東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を，起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第二百六十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第七百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（北区赤羽南二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　ふっ素及びその化合物

三　規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

四　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

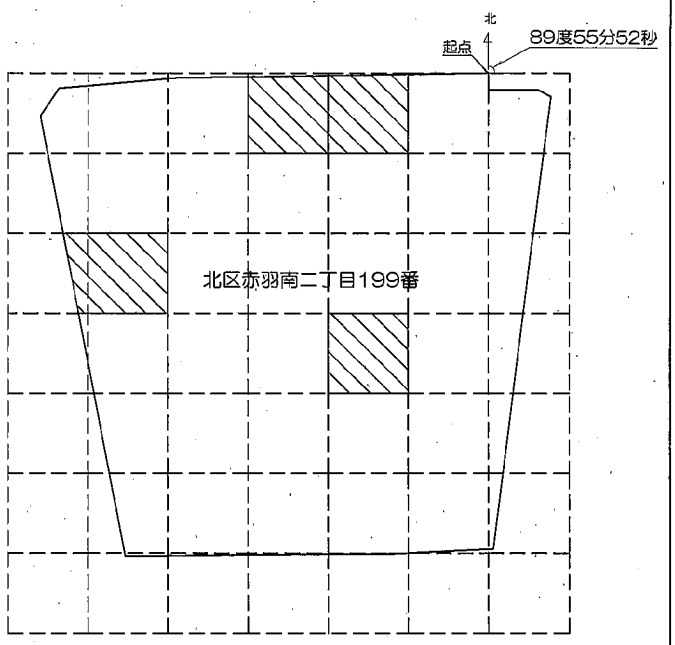

【起点】
起点は、北区赤羽南二丁目199番の最北端とする。

【格子の回転角度（８９度５５分５２秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して１０m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡　例	
	敷地境界
	単位区画
	指定を解除する区域

◉東京都告示第二百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類　居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ミモザ株式会社	ミモザヘルパーステーション青井	足立区青井6－18－14 りぶあおい101	令和5年1月1日
株式会社ファインケア	ファインケアステーション新宿	新宿区信濃町3 S・COURT B1階002	令和5年1月31日
株式会社エヌワイ	こころケア千歳船橋	世田谷区桜丘2－8－10 フォンティーヌ202	同 日
株式会社ファインケア	ファインケアステーション中野	中野区中野2－29－1 田中ビル	同 日
有限会社ともに	介護センターともに	板橋区常盤台1－65－7 いし本ビル1階	同 日

サービスの種類　重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ミモザ株式会社	ミモザヘルパーステーション青井	足立区青井6－18－14 りぶあおい101	令和5年1月1日
株式会社ファインケア	ファインケアステーション新宿	新宿区信濃町3 S・COURT B1階002	令和5年1月31日
株式会社エヌワイ	こころケア千歳船橋	世田谷区桜丘2－8－10 フォンティーヌ202	同 日
株式会社ファインケア	ファインケアステーション中野	中野区中野2－29－1 田中ビル	同 日
有限会社ともに	介護センターともに	板橋区常盤台1－65－7 いし本ビル1階	同 日

サービスの種類　同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社スマイルケアねりま	スマイルケアねりま	練馬区高松1－13－9	令和5年1月1日
株式会社エヌワイ	こころケア千歳船橋	世田谷区桜丘2－8－10 フォンティーヌ202	令和5年1月31日
株式会社アクトライフ	グリーンケア中野	中野区弥生町2－31－9 朝日プラザ中野弥生町1A	同 日
有限会社ともに	介護センターともに	板橋区常盤台1－65－7 いし本ビル1階	同 日

サービスの種類　行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
トラム株式会社	ピース訪問介護ステーション	荒川区町屋8－1－17 コートアネモス203	令和5年1月31日

サービスの種類　就労継続支援B型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人障害者雇用創造センター	ラムダ	台東区寿3－19－2 シェロス浅草302	令和5年1月31日

サービスの種類　共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団幸悠会	ベルツリー	青梅市	令和4年10月31日

◉東京都告示第二百六十三号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二　失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第二十一号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三　失効年月日

令和五年三月二十日

四　罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
（1）	Ｎ－（４－フルオロフェニル）－Ｎ－［１－（２－フェニルエチル）ピペリジン－４－イル］フラン－２－カルボキシアミド及びその塩類	ｐａｒａ－Ｆｌｕｏｒｏｆｕｒａｎｙｌｆｅｎｔａｎｙｌ、 ４Ｆ－ｆｕｒａｎｙｌｆｅｎｔａｎｙｌ、 ４Ｆ－Ｆｕ－Ｆ
（2）	Ｎ－エチル－Ｎ－メチルトリプタミン及びその塩類	ＭＥＴ
（3）	（８Ｒ）－Ｎ，Ｎ－ジエチル－６－メチル－１－ペンタノイル－９，１０－ジデヒドロエルゴリン－８－カルボキシアミド及びその塩類	１Ｖ－ＬＳＤ
（4）	１－［１－（３－メチルフェニル）シクロヘキシル］ピロリジン及びその塩類	３－Ｍｅ－ＰＣＰｙ、 ３－ｍｅｔｈｙｌ－ＰＣＰｙ、 ３－Ｍｅ－ｒｏｌｉｃｙｃｌｉｄｉｎｅ、 ３－ｍｅｔｈｙｌ－ｒｏｌｉｃｙｃｌｉｄｉｎｅ

◉東京都告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　路線名　王子千住夢の島

二　変更の区間　墨田区東向島四丁目七十八番十五地先から同区八広一丁目一番地内まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

別図

都道王子千住夢の島線区域変更略図

墨田区東向島四丁目～八広一丁目

一般国道
都道
特別区道
編入区域
延長　五九四・一二メートル
面積　三、一七八・二八平方メートル

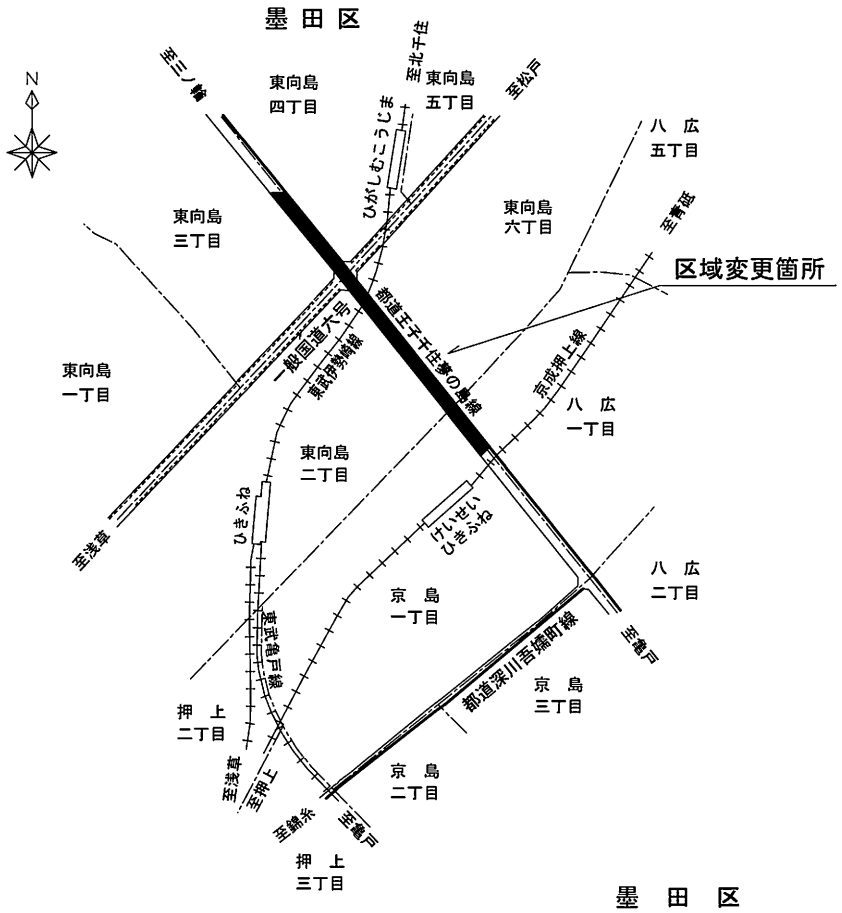

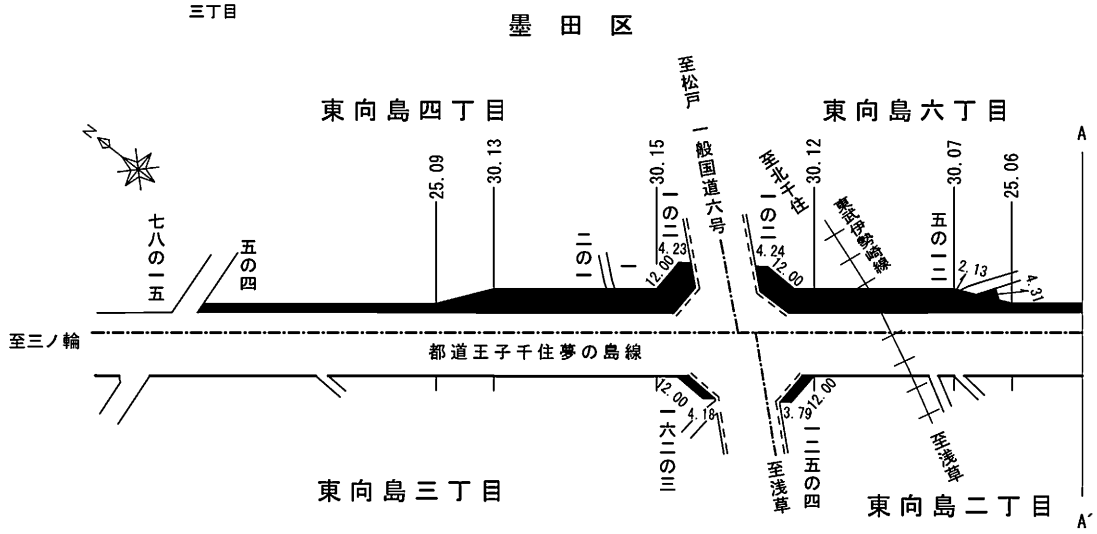

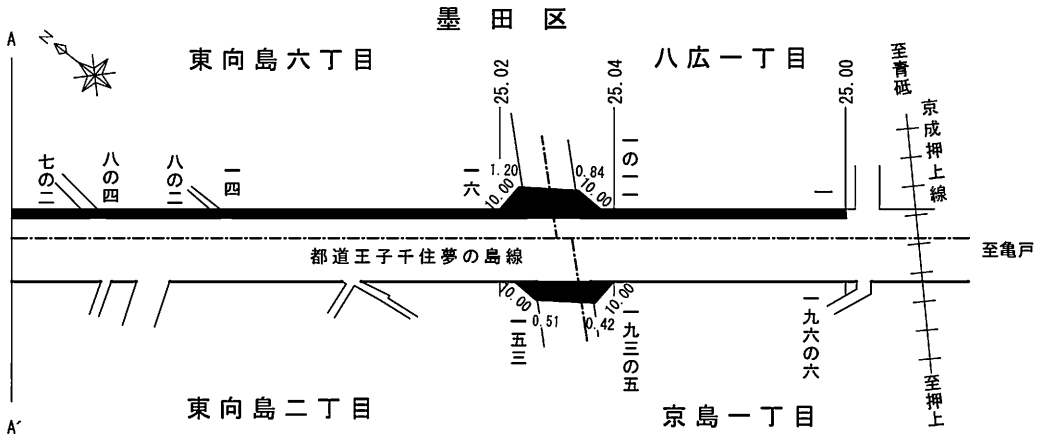

◉東京都告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

一　路線名　神田白山

二　変更の区間　台東区上野七丁目七十六番一地内から同区上野公園一番三十一地内まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

その関係図面は、令和五年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小池　百合子

別図

都道神田白山線区域変更略図

台東区上野七丁目～上野公園

一般国道

都道

特別区道

編入区域

延長　二九五・一七メートル

面積　四一九・五三平方メートル

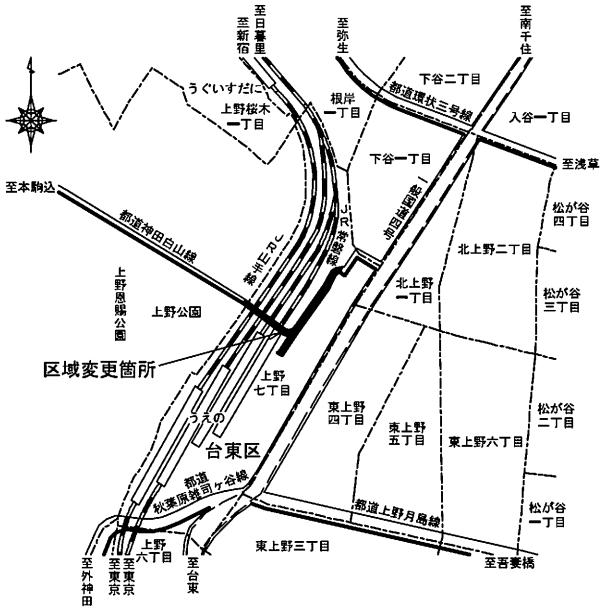

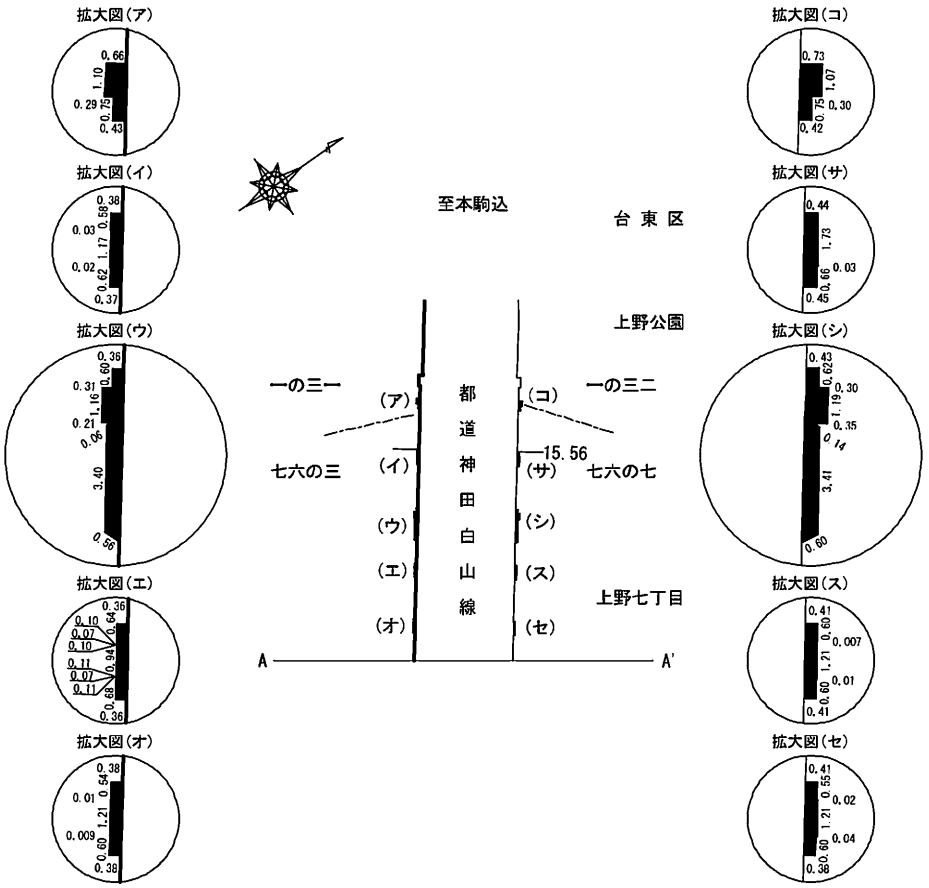

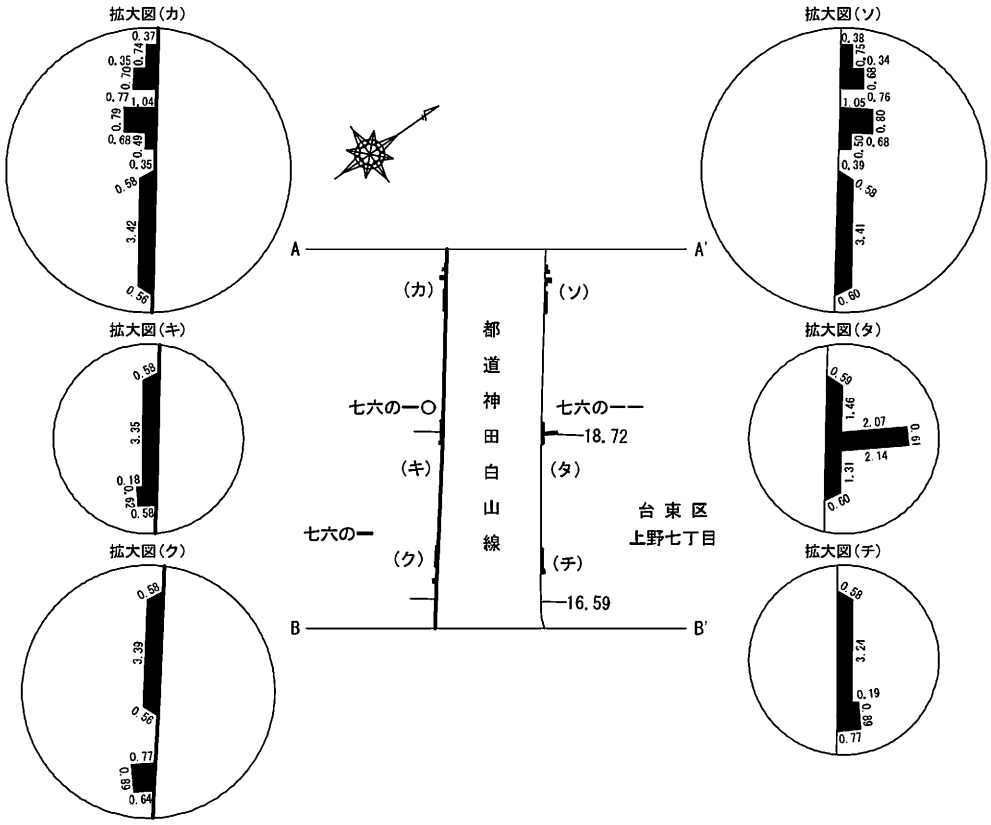
拡大図（カ）
拡大図（ソ）
拡大図（キ）
拡大図（タ）
拡大図（ク）
拡大図（チ）
A
A'
B
B'
（カ）
（ソ）
都道神田白山線
七六の一〇
七六の一一
18.72
（キ）
（タ）
台東区
上野七丁目
七六の一
（ク）
（チ）
16.59

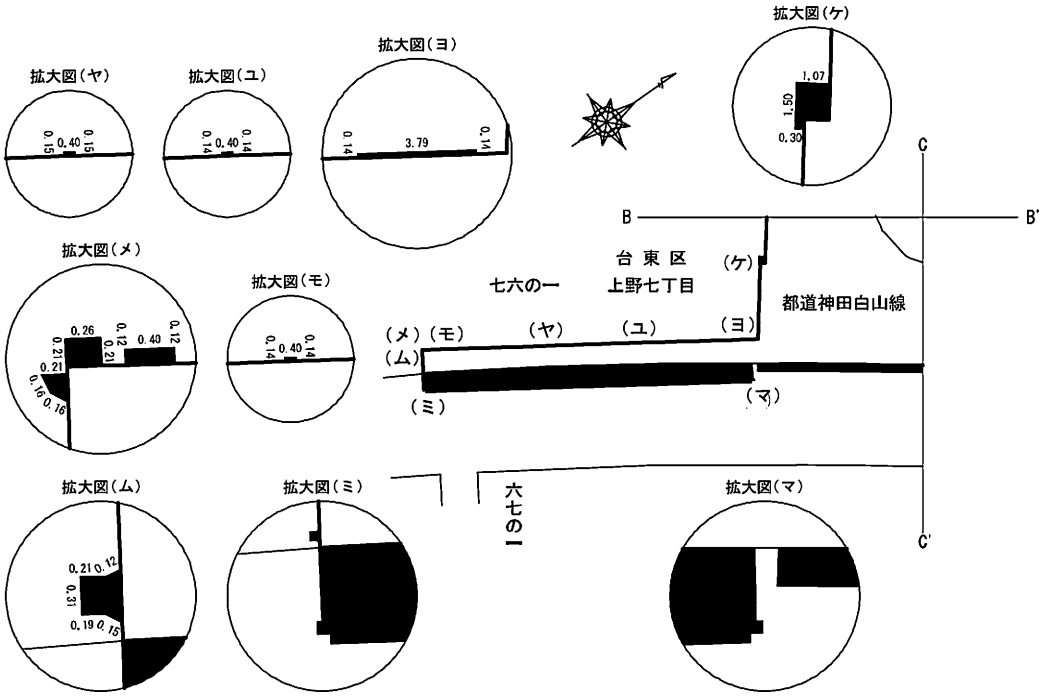
拡大図（ヤ）
拡大図（ユ）
拡大図（ヨ）
拡大図（ケ）
拡大図（メ）
拡大図（モ）
拡大図（ム）
拡大図（ミ）
拡大図（マ）
B
B'
C
C'
台東区
上野七丁目
七六の一
（ケ）
都道神田白山線
（メ）（モ）
（ヤ）
（ユ）
（ヨ）
（ム）
（ミ）
（マ）
六七の一

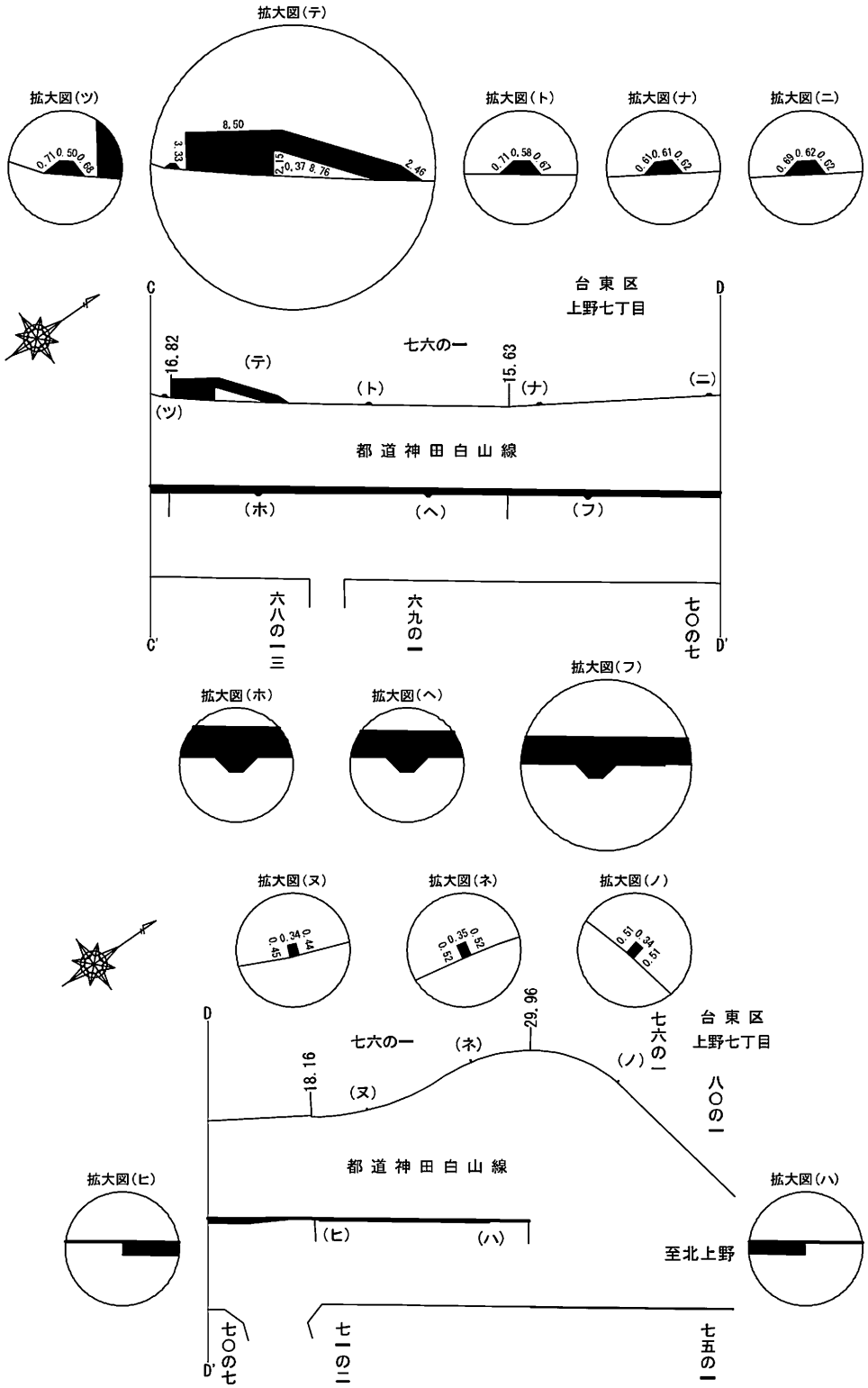
拡大図（テ）
拡大図（ツ）
拡大図（ト）
拡大図（ナ）
拡大図（ニ）
8.50
3.33
2.15
0.37
8.76
2.46
0.71
0.50
0.68
0.71
0.58
0.67
0.61
0.61
0.62
0.69
0.62
0.62
C
D
台東区
上野七丁目
七六の一
16.82
15.63
（テ）
（ト）
（ナ）
（ニ）
（ツ）
都道神田白山線
（ホ）
（ヘ）
（フ）
C′
D′
六八の一三
六九の一
七〇の七
拡大図（ホ）
拡大図（ヘ）
拡大図（フ）
拡大図（ヌ）
拡大図（ネ）
拡大図（ノ）
0.45
0.34
0.45
0.53
0.35
0.53
0.51
0.34
0.51
D
29.96
18.16
七六の一
（ネ）
（ノ）
（ヌ）
台東区
上野七丁目
八〇の一
都道神田白山線
拡大図（ヒ）
拡大図（ハ）
（ヒ）
（ハ）
至北上野
D′
七〇の七
七一の二
七五の一

◉東京都告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小池　百合子

一　路線名　奥多摩青梅

二　変更の区間　西多摩郡奥多摩町棚澤字住安戸百五十番一地先から同町丹三郎字熊谷平二百四十七番一地内まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

別図

都道奥多摩青梅線区域変更略図

西多摩郡奥多摩町棚澤～丹三郎

一般国道

都道

町道

編入区域

延長　一、九四七・二四メートル

面積　四二、六九九・五八平方メートル

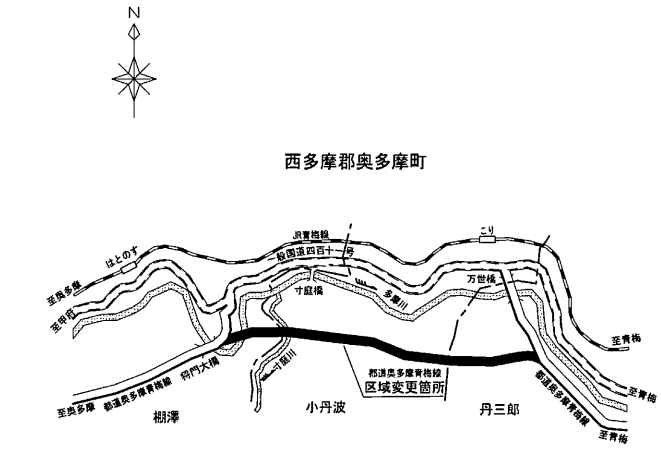

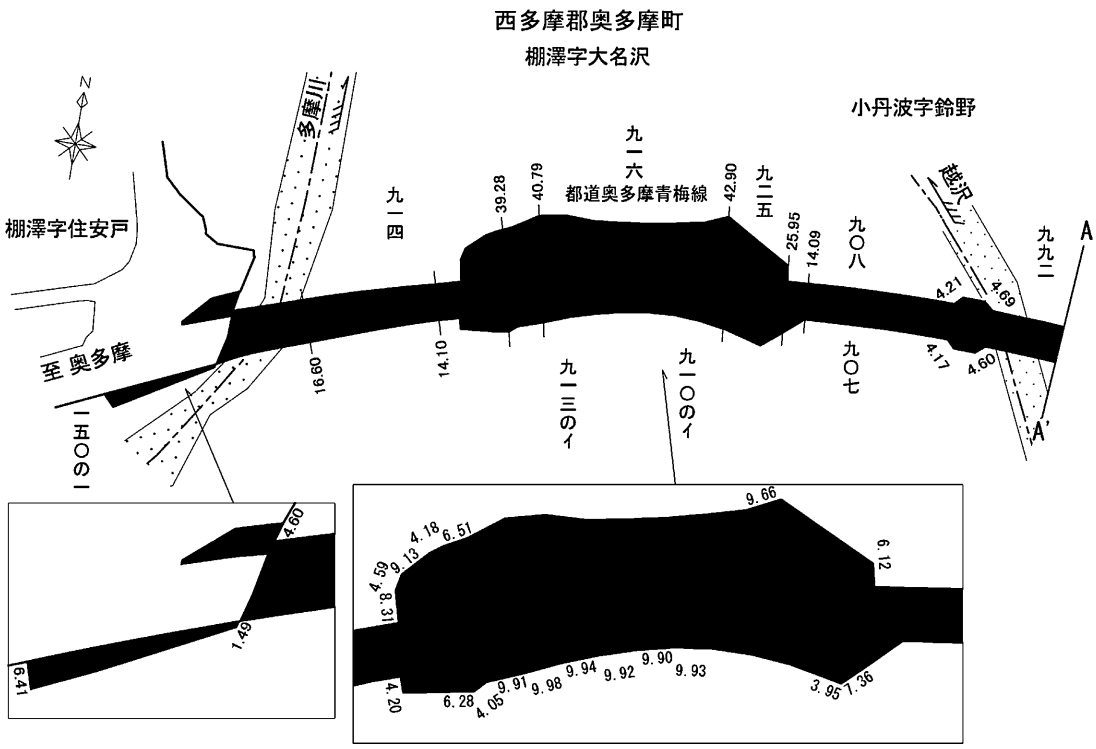

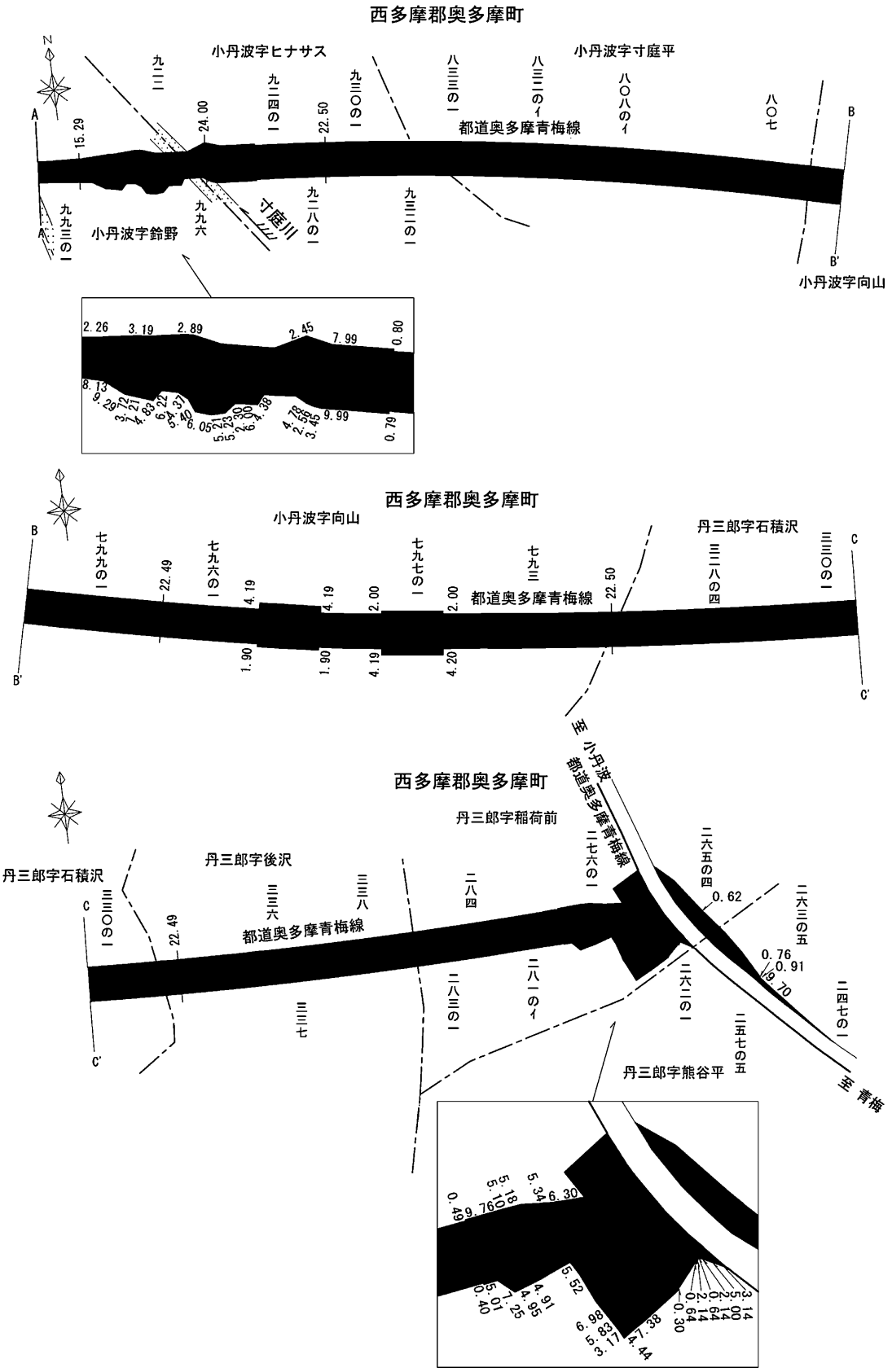
西多摩郡奥多摩町
小丹波字ヒナサス
小丹波字寸庭平
都道奥多摩青梅線
小丹波字鈴野
寸庭川
小丹波字向山
西多摩郡奥多摩町
小丹波字向山
丹三郎字石積沢
都道奥多摩青梅線
西多摩郡奥多摩町
丹三郎字稲荷前
丹三郎字後沢
丹三郎字石積沢
都道奥多摩青梅線
丹三郎字熊谷平
至 小丹波
至 青梅

◉東京都告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小池　百合子

一　路線名　立川東大和

二　変更の区間　国立市北三丁目四十三番三十三地内から立川市曙町三丁目百七番五地内まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

その関係図面は、令和五年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

別図　都道立川東大和線区域変更略図

国立市北三丁目～立川市曙町三丁目

都道

市道

編入区域

延長　四二七・六〇メートル

面積　一二、二七三・六八平方メートル

計画線

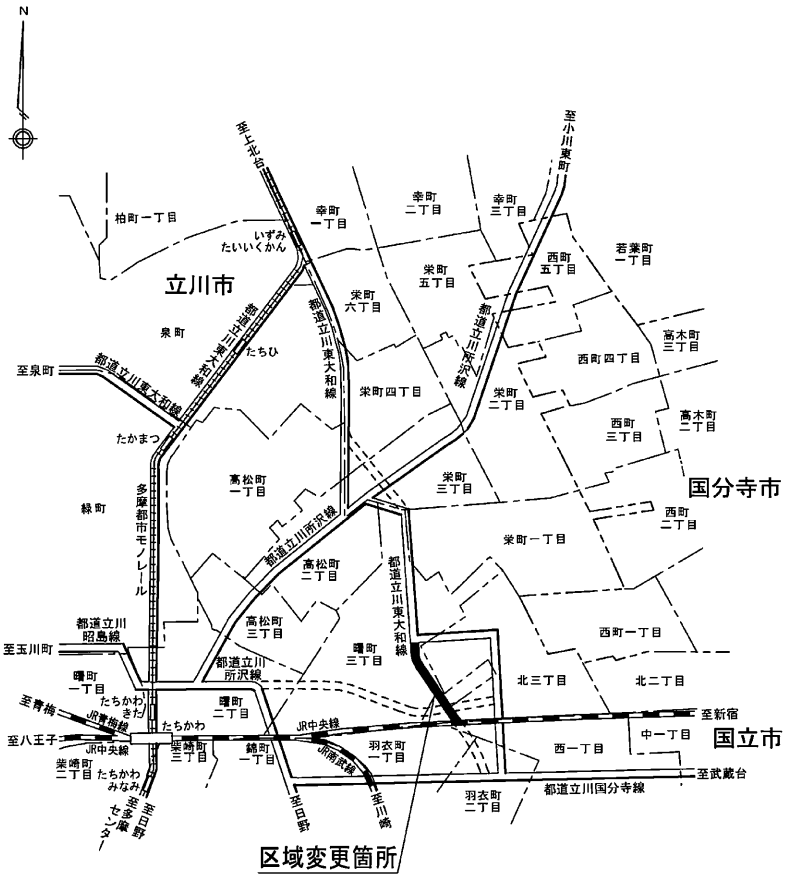

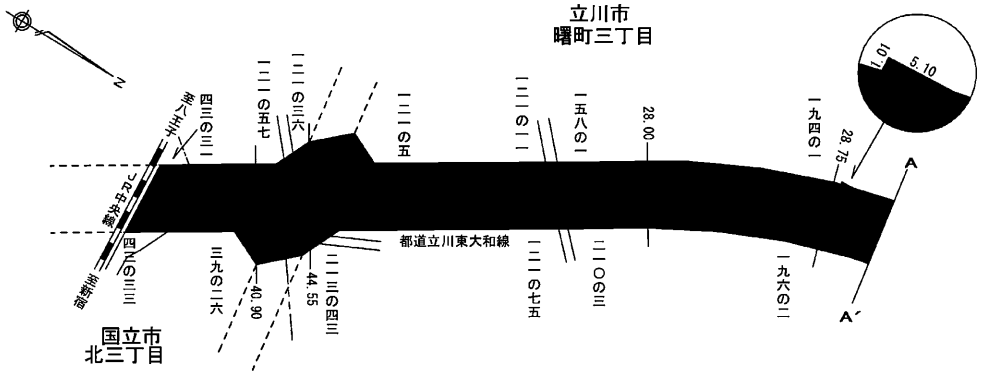

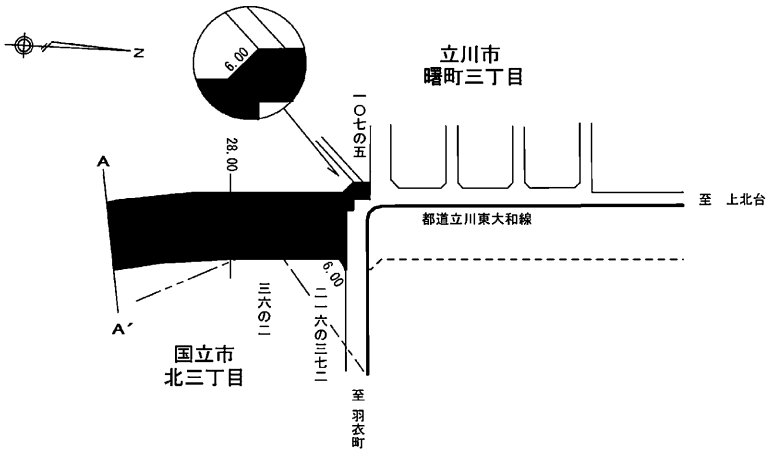

◉東京都告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

一　路線名　八丈循環

二　変更の区間　八丈島八丈町大賀郷一番一地内

三　変更の概要　別図表示のとおり

その関係図面は、令和五年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小池　百合子

別図

都道八丈循環線区域変更略図

八丈島八丈町大賀郷地内

都道

町道

編入区域

延長　三一・四一メートル

面積　三三六・七一平方メートル

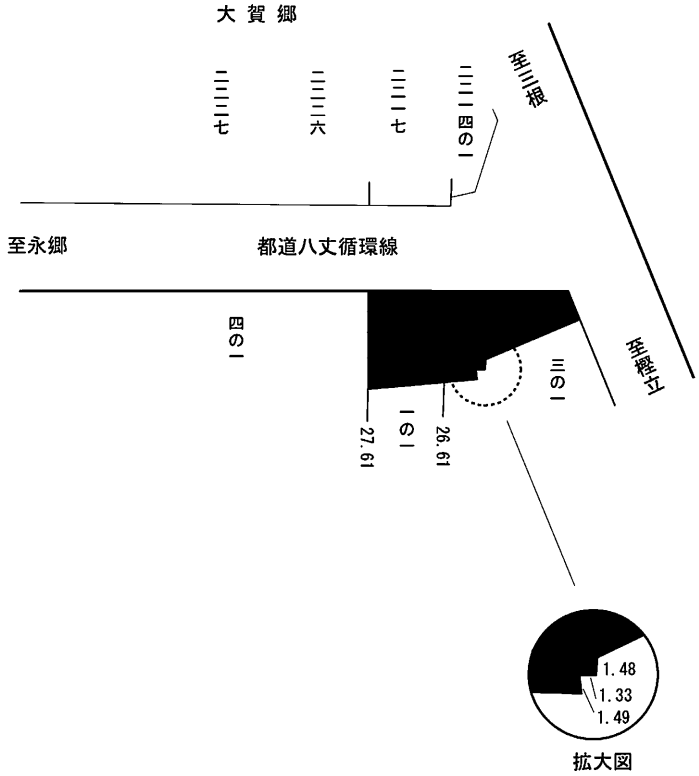

◉東京都告示第二百六十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、令和五年一月十三日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。

ついては、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　路線名　高速横浜羽田空港

二　変更の区間　神奈川県川崎市川崎区大師河原字上殿町耕地五千六十七番一地先から大田区羽田二丁目三十二番四地先まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

別図

都道高速横浜羽田空港線区域変更略図

神奈川県川崎市川崎区大師河原～大田区羽田二丁目

一般国道

都道

特別区道

編入区域　延長　六八・三五メートル　面積　一五八・〇九平方メートル

廃止区域　延長　七六・四九メートル　面積　一、二四七・五四平方メートル

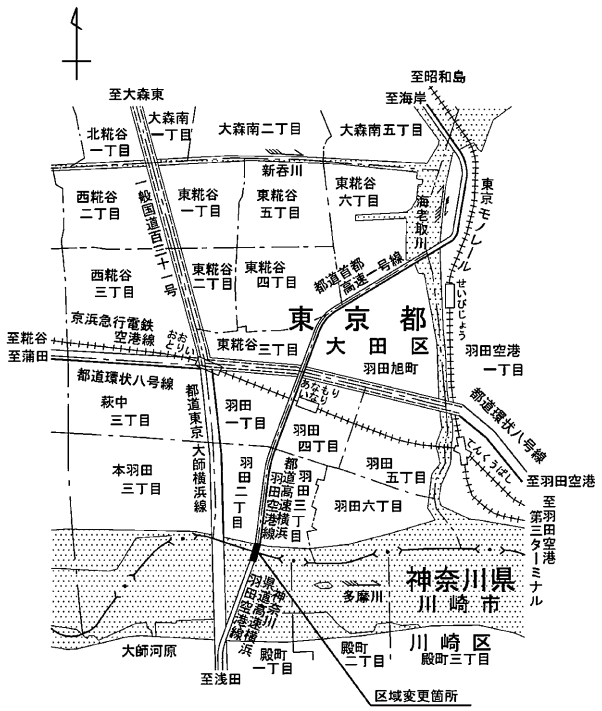

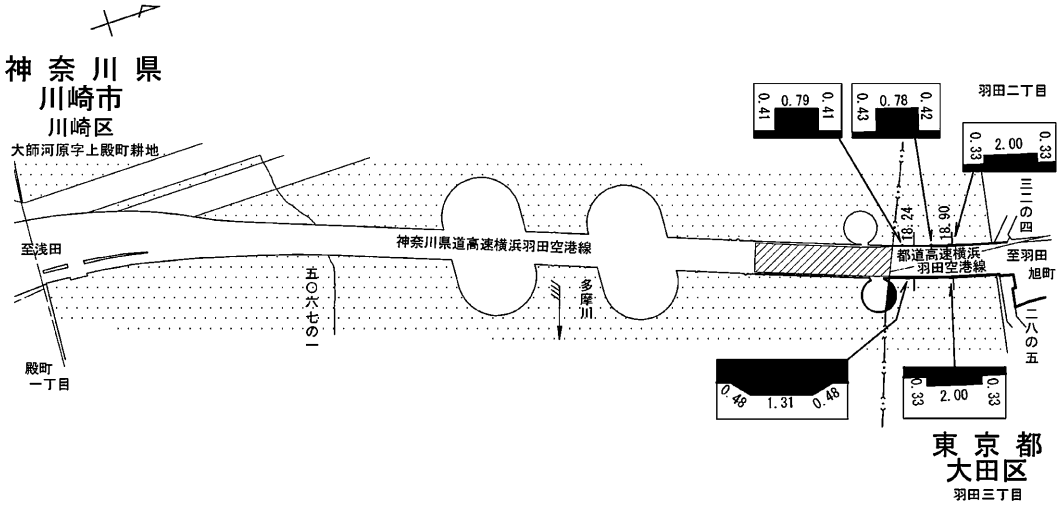

告　　示（選）

◉東京都選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

（平成２５年分）

政治団体の名称　津田ともき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　津田　智紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１２月２８日

		円
１	収入総額	527,000
	前年繰越額	527,000
	本年収入額	0
２	支出総額	0
	（翌年への繰越額）	527,000

政治団体の収支報告書の要旨

（平成２６年分）

政治団体の名称　津田ともき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　津田　智紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１２月２８日

		円
１	収入総額	527,000
	前年繰越額	527,000
	本年収入額	0
２	支出総額	0
	（翌年への繰越額）	527,000

政治団体の収支報告書の要旨

（平成２７年分）

政治団体の名称　津田ともき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　津田　智紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１２月２８日

		円
１	収入総額	527,000
	前年繰越額	527,000
	本年収入額	0
２	支出総額	0
	（翌年への繰越額）	527,000

政治団体の名称　仲間を守る会

報告年月日　令和　５年　２月　７日

		円
１	収入総額	0
２	支出総額	0

政治団体の収支報告書の要旨

（平成２８年分）

政治団体の名称　津田ともき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　津田　智紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１２月２８日

		円
１	収入総額	527,000
	前年繰越額	527,000
	本年収入額	0
２	支出総額	0
	（翌年への繰越額）	527,000

政治団体の名称　黒川仁後援会

報告年月日　令和　５年　１月２０日

		円
１	収入総額	750,000
	前年繰越額	750,000
	本年収入額	0
２	支出総額	0
	（翌年への繰越額）	750,000

政治団体の名称　仲間を守る会

報告年月日　令和　５年　２月　７日

		円
１	収入総額	0
２	支出総額	0

政治団体の収支報告書の要旨

（平成２９年分）

政治団体の名称　津田ともき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　津田　智紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１２月２８日

	円
１　収入総額	527,000
前年繰越額	527,000
本年収入額	0
２　支出総額	0
（翌年への繰越額）	527,000

政治団体の名称　黒川仁後援会

報告年月日　令和　５年　１月２０日

	円
１　収入総額	750,000
前年繰越額	750,000
本年収入額	0
２　支出総額	0
（翌年への繰越額）	750,000

政治団体の名称　仲間を守る会

報告年月日　令和　５年　２月　７日

	円
１　収入総額	0
２　支出総額	0

政治団体の収支報告書の要旨

（平成３０年分）

政治団体の名称　大谷としき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　大谷　俊樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１１月１０日

	円
１　収入総額	9,834
前年繰越額	9,834
本年収入額	0
２　支出総額	9,834
（翌年への繰越額）	0
３　支出の内訳	
経常経費	9,834
備品・消耗品費	9,834

政治団体の名称　津田ともき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　津田　智紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１２月２８日

	円
１　収入総額	527,000
前年繰越額	527,000
本年収入額	0
２　支出総額	0
（翌年への繰越額）	527,000

政治団体の名称　黒川仁後援会

報告年月日　令和　５年　１月２０日

	円
１　収入総額	750,000
前年繰越額	750,000
本年収入額	0
２　支出総額	0
（翌年への繰越額）	750,000

政治団体の名称　こだまかくお後援会

報告年月日　令和　５年　２月１６日

	円
１　収入総額	0
２　支出総額	0

政治団体の名称　ｔｉｍｅｓｐｏｔ政治カフェ

報告年月日　令和　５年　２月１６日

	円
１　収入総額	0
２　支出総額	0

政治団体の名称　仲間を守る会

報告年月日　令和　５年　２月　７日

	円
１　収入総額	0
２　支出総額	0

政治団体の名称　納田さおり後援会チームグリーン

報告年月日　令和　４年１０月２１日

	円
1　収入総額	203,200
前年繰越額	3,200
本年収入額	200,000
2　支出総額	200,000
（翌年への繰越額）	3,200
3　本年収入の内訳	
寄附の総額	200,000
政党匿名分を除く寄附の額	200,000
個人からの寄附	200,000
4　支出の内訳	
政治活動費	200,000
選挙関係費	200,000

◉東京都選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

（令和　元年分第８回）

政治団体の名称　自由民主党東京都豊島区第二十四支部

報告年月日　令和　５年　１月２３日

		円
１	収入総額	1,246,400
	前年繰越額	1,116,400
	本年収入額	130,000
２	支出総額	0
	（翌年への繰越額）	1,246,400
３	本年収入の内訳	
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	130,000
	自由民主党豊島総支部	100,000
	自由民主党東京都第十選挙区支部	30,000

政治団体の名称　大谷としき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　大谷　俊樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１１月１０日

		円
１	収入総額	0
２	支出総額	0

政治団体の名称　津田ともき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　津田　智紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１２月２８日

		円
１	収入総額	527,000
	前年繰越額	527,000
	本年収入額	0
２	支出総額	0
	（翌年への繰越額）	527,000

政治団体の名称　黒川仁後援会

報告年月日　令和　５年　１月２０日

		円
１	収入総額	750,000
	前年繰越額	750,000
	本年収入額	0
２	支出総額	0
	（翌年への繰越額）	750,000

政治団体の名称　こだまかくお後援会

報告年月日　令和　５年　２月１６日

		円
１	収入総額	0
２	支出総額	0

政治団体の名称　ｔｉｍｅｓｐｏｔ政治カフェ

報告年月日　令和　５年　２月１６日

		円
１	収入総額	0
２	支出総額	0

政治団体の名称　仲間を守る会

報告年月日　令和　５年　２月　７日

		円
１	収入総額	0
２	支出総額	0

政治団体の名称　納田さおり後援会チームグリーン

報告年月日　令和　４年１０月２１日

		円
１	収入総額	3,200
	前年繰越額	3,200
	本年収入額	0
２	支出総額	0
	（翌年への繰越額）	3,200

◉東京都選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

（令和　２年分第４回）

政治団体の名称　自由民主党東京都豊島区第二十四支部

報告年月日　令和　５年　１月２３日

	円
１　収入総額	1,246,400
前年繰越額	1,246,400
本年収入額	0
２　支出総額	0
（翌年への繰越額）	1,246,400

政治団体の名称　大谷としき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　大谷　俊樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１１月１０日

	円
１　収入総額	0
２　支出総額	0

政治団体の名称　津田ともき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　津田　智紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１２月２８日

	円
１　収入総額	527,000
前年繰越額	527,000
本年収入額	0
２　支出総額	0
（翌年への繰越額）	527,000

政治団体の名称　黒川仁後援会

報告年月日　令和　５年　１月２０日

	円
１　収入総額	750,000
前年繰越額	750,000
本年収入額	0
２　支出総額	0
（翌年への繰越額）	750,000

政治団体の名称　こだまかくお後援会

報告年月日　令和　５年　２月１６日

	円
１　収入総額	0
２　支出総額	0

政治団体の名称　仁公会

報告年月日　令和　４年１１月２４日

	円
１　収入総額	23,500
前年繰越額	0
本年収入額	23,500
２　支出総額	12,000
（翌年への繰越額）	11,500
３　本年収入の内訳	
寄附の総額	23,500
政党匿名分を除く寄附の額	23,500
個人からの寄附	23,500
４　支出の内訳	
経常経費	12,000
備品・消耗品費	12,000

政治団体の名称　ｔｉｍｅｓｐｏｔ政治カフェ

報告年月日　令和　５年　２月１６日

	円
１　収入総額	0
２　支出総額	0

政治団体の名称　仲間を守る会

報告年月日　令和　５年　２月　７日

	円
１　収入総額	0
２　支出総額	0

政治団体の名称　納田さおり後援会チームグリーン

報告年月日　令和　４年１０月２１日

	円
１　収入総額	3,200
前年繰越額	3,200
本年収入額	0
２　支出総額	0
（翌年への繰越額）	3,200

◉東京都選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

（令和　３年分第２回）

政治団体の名称　自由民主党東京都墨田区第二十一支部

報告年月日　令和　５年　２月　２日

	円
1　収入総額	3,406,161
前年繰越額	4,426
本年収入額	3,401,735
2　支出総額	3,341,735
（翌年への繰越額）	64,426
3　本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	60,000（２００人）
寄附の総額	3,341,735
政党匿名分を除く寄附の額	3,341,735
個人からの寄附	3,341,735
4　支出の内訳	
政治活動費	3,341,735
選挙関係費	3,341,735

政治団体の名称　自由民主党東京都豊島区第二十四支部

報告年月日　令和　５年　１月２３日

	円
1　収入総額	1,246,400
前年繰越額	1,246,400
本年収入額	0
2　支出総額	0
（翌年への繰越額）	1,246,400

政治団体の名称　大谷としき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　大谷　俊樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１１月１０日

	円
1　収入総額	0
2　支出総額	0

政治団体の名称　桜井ひろゆき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　桜井　浩之

資金管理団体の届出に係る公職の種類　都道府県議会議員

報告年月日　令和　５年　２月　２日

	円
1　収入総額	0
2　支出総額	0

政治団体の名称　津田ともき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　津田　智紀

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１２月２８日

	円
1　収入総額	527,000
前年繰越額	527,000
本年収入額	0
2　支出総額	0
（翌年への繰越額）	527,000

政治団体の名称　寺田かずとも後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　寺田　一智

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和　４年１０月２４日

	円
1　収入総額	164,763
前年繰越額	164,763
本年収入額	0
2　支出総額	0
（翌年への繰越額）	164,763

政治団体の名称　ハシクミ応援団

資金管理団体の届出をした者の氏名　橋本　久美

資金管理団体の届出に係る公職の種類　都道府県議会議員

報告年月日　令和　５年　２月２８日

	円
1　収入総額	500,000
前年繰越額	0
本年収入額	500,000
2　支出総額	500,000
（翌年への繰越額）	0
3　本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	100,000（２０人）
寄附の総額	400,000

政党匿名分を除く寄附の額　400,000
個人からの寄附　400,000
4　支出の内訳
政治活動費　500,000
寄附・交付金　500,000

政治団体の名称　平野春望後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名　平野　春望
資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員
報告年月日　令和　4年11月16日

	円
1　収入総額	0
2　支出総額	0

政治団体の名称　オンリーワンの小金井を創る市民会議
報告年月日　令和　5年　1月26日

	円
1　収入総額	7,339
前年繰越額	7,339
本年収入額	0
2　支出総額	0
（翌年への繰越額）	7,339

政治団体の名称　改革保守
報告年月日　令和　5年　2月27日

	円
1　収入総額	5,238,764
前年繰越額	3,738,764
本年収入額	1,500,000
2　支出総額	3,456,920
（翌年への繰越額）	1,781,844
3　本年収入の内訳	
寄附の総額	1,500,000
政党匿名分を除く寄附の額	1,500,000
個人からの寄附	1,500,000
4　支出の内訳	
経常経費	3,289,808
人件費	3,130,000
事務所費	159,808
政治活動費	167,112
組織活動費	167,112

5　寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）

（寄附者）		
（個人からの寄附）	（金額） 円	（住所）
服部　四郎	1,500,000	大阪府南河内郡河南町

政治団体の名称　黒川仁後援会
報告年月日　令和　5年　1月20日

	円
1　収入総額	750,000
前年繰越額	750,000
本年収入額	0
2　支出総額	0
（翌年への繰越額）	750,000

政治団体の名称　元気な「あだち」をつくる会
報告年月日　令和　4年11月　8日

	円
1　収入総額	0
2　支出総額	0

政治団体の名称　こだまかくお後援会
報告年月日　令和　5年　2月16日

	円
1　収入総額	0
2　支出総額	0

政治団体の名称　佐藤ありさ後援会
報告年月日　令和　4年11月　8日

	円
1　収入総額	0
2　支出総額	0

政治団体の名称　しばさき健一とオンリーワンの小金井を創る会
報告年月日　令和　5年　1月26日

	円
1　収入総額	1,000
前年繰越額	1,000
本年収入額	0
2　支出総額	0

（翌年への繰越額）　1,000

3　資産の内訳

借入金

（借入先）　（借入残高）

円

柴崎　健一　2,800,000

政治団体の名称　仁公会

報告年月日　令和　4年11月24日

円

1　収入総額　11,500

前年繰越額　11,500

本年収入額　0

2　支出総額　0

（翌年への繰越額）　11,500

政治団体の名称　スパイ防止法制定促進三多摩会議

報告年月日　令和　4年11月　8日

円

1　収入総額　685,190

前年繰越額　685,190

本年収入額　0

2　支出総額　0

（翌年への繰越額）　685,190

政治団体の名称　ｔｉｍｅｓｐｏｔ政治カフェ

報告年月日　令和　5年　2月16日

円

1　収入総額　0

2　支出総額　0

政治団体の名称　地域・国際・人づくり　元気なＯＴＡ

報告年月日　令和　4年10月24日

円

1　収入総額　0

2　支出総額　0

政治団体の名称　仲間を守る会

報告年月日　令和　5年　2月　7日

円

1　収入総額　0

2　支出総額　0

政治団体の名称　納田さおり後援会チームグリーン

報告年月日　令和　4年10月21日

円

1　収入総額　3,200

前年繰越額　3,200

本年収入額　0

2　支出総額　0

（翌年への繰越額）　3,200

政治団体の名称　私の政策

報告年月日　令和　5年　1月26日

円

1　収入総額　85,125

前年繰越額　85,125

本年収入額　0

2　支出総額　0

（翌年への繰越額）　85,125

政治団体の名称　私たちの地域を守る会

報告年月日　令和　5年　2月28日

円

1　収入総額　1,500,000

前年繰越額　0

本年収入額　1,500,000

2　支出総額　1,356,756

（翌年への繰越額）　143,244

3　本年収入の内訳

寄附の総額　1,500,000

政党匿名分を除く寄附の額　1,500,000

個人からの寄附　1,000,000

政治団体からの寄附　500,000

4　支出の内訳

経常経費　335,396

備品・消耗品費　9,796

事務所費　325,600

政治活動費　1,021,360

機関紙誌の発行その他の事業費　1,021,360

宣伝事業費　1,021,360

5　寄附の内訳（年間５万円を超えるもの）

（寄附者）

（個人からの寄附）	（金額）	（住所）
橋本　久美	円 1,000,000	千代田区

（政治団体からの寄附）	（金額）	（事務所の所在地）
ハシクミ応援団	円 500,000	板橋区

◉東京都選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

1　政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
参政党　東京第２支部	佐野　誠治	伊藤　憲秀	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　28	○
参政党　東京第４支部	北山　晃一郎	関口　信尊	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　28	○
参政党　東京第６支部	近藤　純	河﨑　佳世子	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　28	○
参政党　東京第７支部	土屋　吾朗	里澤　大二	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　28	○
参政党　東京第１１支部	坂田　玲子	成平　誠二	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　28	○
参政党　東京第１４支部	田崎　賢治	竹内　ちあ	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　28	○
参政党　東京第１７支部	岩本　勝幸	赤崎　裕司	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　28	○
参政党東京第２０支部	赤荻　克一郎	仁平　考一	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　28	○
参政党　東京第２２支部	伊藤　信之	出口　佳代	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　31	○
参政党　東京第２３支部	萱田　哲雄	福田　義容	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　27	○
参政党　東京第２９支部	西島　直子	柴田　夢海	港区麻布台２－２－１２	R4.　10.　28	○
自由民主党東京都足立区第三十八支部	岡田　将和	青木　真希	足立区東綾瀬１－２３－６	R4.　10.　12	○
自由民主党東京都江戸川区第十一支部	勝山　麻由美	白井　正三郎	江戸川区松江７－３３－１８	R4.　10.　13	○
自由民主党東京都江戸川区第十二支部	金井　高志	三浦　紀章	江戸川区北葛西１－１２－１１	R4.　10.　25	○
自由民主党東京都江戸川区第四十八支部	江副　亮一	秋山　義幸	江戸川区東瑞江３－４１－１４	R4.　10.　5	○
自由民主党東京都大田区第三十九支部	加瀬　修一	橋本　孝明	大田区蒲田２－２－１５	R4.　10.　27	○
自由民主党東京都大田区第四十支部	柿島　耕平	林　真砂	大田区東糀谷４－４－２	R4.　10.　18	○
自由民主党東京都中野区第三十五支部	武井　征樹	茂木　豊	中野区鷺宮４－１４－１２	R4.　10.　21	○
自由民主党東京都中野区第三十四支部	山内　章広	乙訓　淳一	中野区東中野４－４－３	R4.　10.　24	○

２　政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第１９条の７第１項第１号及び第２号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類（第１号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第２号）
高徳会	渡辺　秀高	渡辺　秀高	足立区扇１－５１－１２	R4. 10. 20	参議院議員	渡辺　秀高、参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
愛はあるん会	竹内　愛	竹内　雅郎	渋谷区渋谷１－１９－１	R4. 10. 18
赤坂たまよ後援会	赤坂　珠良	赤坂　珠良	杉並区阿佐谷北６－３０－７	R4. 10. 3
明日香と緑のなかまたち	ブランシャー　明日香	大場　亮	杉並区善福寺１－３０－９	R4. 10. 12
安達しんじ後援会	安達　真司	安達　賢一	北区志茂２－５１－６	R4. 10. 19
あなたのかかりつけ議員をつくる会	野口　卓也	野口　恵	新宿区中井２－２３－２２	R4. 10. 6
いがらし応援団	五十嵐　将雄	前納　悦子	西東京市田無町２－２２－１１	R4. 10. 7
池沢あつし後援会	池澤　敦	池澤　勝美	羽村市富士見平２－１－１９	R4. 10. 21
石塚あつし後援会	石塚　淳志	石塚　亜希菜	多摩市連光寺５－７－２９	R4. 10. 17
いのちについて語り合う会	諸岡　真道	諸岡　真道	渋谷区大山町４７－１	R4. 10. 24
上田あや後援会	上田　彩	上田　彩	目黒区八雲４－９－２０	R4. 10. 27
上田ひでまろ後援会	上田　秀麿	上田　鼓十麿	世田谷区赤堤５－５－１４	R4. 10. 21
太田みつこ後援会	太田　光子	古柳　美紀	三鷹市下連雀４－１０－１	R4. 10. 19
大森大後援会	大森　大	山田　アキ菜	板橋区大山東町２４－１５	R4. 10. 17
おのえ明後援会	尾上　めぐみ	尾上　めぐみ	大田区東雪谷４－５－２	R4. 10. 26
おまた雄一励ます会	小俣　雄一	甚野　博義	墨田区堤通１－１１－３	R4. 10. 27
親子の笑顔をふやす会	田中　律子	秋元　慎介	練馬区関町東１－１６－６	R4. 10. 12
川合さなこ後援会	川合　佐奈子	鈴木　健次	江戸川区篠崎町２－７－１	R4. 10. 3

北岡あや子後援会	北岡	綾子	岩渕	雅夫	豊島区長崎３－１９－１４	R4.	10.	3
きたみまさし後援会	北見	昌士	小川	和代	狛江市岩戸南２－１５－１２	R4.	10.	18
鬼頭あきゆき後援会	鬼頭	昭行	鬼頭	美紀	荒川区荒川６－２０－１５	R4.	10.	31
九鬼ともみ後援会	小林	謙三	九鬼	ともみ	八王子市南大沢５－３－２	R4.	10.	7
久保けいこ励ます会	久保	啓子	中後	勝弘	国分寺市高木町１－１３－２０	R4.	10.	28
区民によりそう江東区長を誕生させる会	宇都宮	健児	松尾	勉	江東区大島７－３９－３	R4.	10.	24
暮らしやすい多摩をつくる会	小泉	慎平	小泉	佳奈子	多摩市諏訪４－１８－１０	R4.	10.	20
行動力。	堀	吉彰	堀	千代	墨田区墨田４－１１－２	R4.	10.	14
古賀譲治後援会	古賀	譲治	古賀	譲治	江東区新砂２－１－２７	R4.	10.	17
小金井をあたらしくする会	白井	亨	水谷	多加子	小金井市東町３－８－１６	R4.	10.	25
こんやゆうと後援会	紺谷	悠人	紺谷	林宏	杉並区荻窪２－４－２７	R4.	10.	28
さがやまともえ後援会	嵯峨山	智依	林	政信	江東区亀戸５－４５－６	R4.	10.	5
佐々木かずよ友の会	佐々木	和代	澤田	庸一	三鷹市北野２－５－５	R4.	10.	3
佐藤かずゆき後援会	佐藤	和之	若林	秀行	北区田端新町３－１７－１	R4.	10.	20
佐野ともこ後援会	佐野	朋子	西山	勉	江戸川区東小岩３－１９－１７	R4.	10.	3
市政に行動力！！	藤江	竜三	藤江	希美	国立市富士見台３－２５－５１	R4.	10.	24
清水真由といのちと環境を守る会	清水	真由	清水	真由	豊島区千川１－２３－２０	R4.	10.	7
しらよしたけひろ後援会	白吉	健展	白吉	紗衣	新宿区須賀町１	R4.	10.	21
ＳＴＡＲＴ☆ＯＵＲＳせたがや	小林	瑞季	小林	瑞季	世田谷区北烏山９－１－１３	R4.	10.	6
すどうちえこ励ます会	須藤	千詠子	星野	英	武蔵村山市伊奈平５－７３－２	R4.	10.	6
千田まさひろ後援会	千田	昌寛	仮屋	純一	江東区清澄２－１２－１７	R4.	10.	27
高野ふみおと国際交流で国分寺を変える会	高野	文生	横関	拓也	国分寺市西町１－９－１５	R4.	10.	17

たきしまただすけ後援会	瀧島	忠典	瀧島	愛夫	羽村市羽東１－１３－１０	R4. 10. 27
田村てるみと未来をお天気にする会	田村	てるみ	田村	てるみ	武蔵野市中町１－２－３	R4. 10. 7
対馬ふみあき後援会	對馬	史尭	吉田	隆二	国分寺市西恋ケ窪１－２６－２５	R4. 10. 24
てらだはるか後援会	東本	久子	吉田	庸二	杉並区宮前５－９－２２	R4. 10. 24
冨永りゅうじ後援会	冨永	龍司	冨永	敦子	台東区浅草１－１３－４	R4. 10. 13
都民ファーストの会大沢ひろゆき後援会	大澤	宏之	山本	祥三	中野区松が丘２－７－９	R4. 10. 17
都民ファーストの会片岡きょうこ後援会	片岡	恭子	片岡	健	豊島区駒込６－２－１６	R4. 10. 4
都民ファーストの会中島雄太郎後援会	中島	雄太郎	中島	雄太郎	江東区白河２－１２－３	R4. 10. 7
都民ファーストの会西田まちこ後援会	西田	満知子	西田	満知子	練馬区向山３－２６－４	R4. 10. 17
なかよし会	中山	住人	中山	住人	豊島区千川１－２３－２０	R4. 10. 25
納田さおり後援会チームグリーン	中尾	眞砂美	横山	益生	西東京市南町３－２１－４	R4. 10. 21
のださちこ後援会	野田	幸子	野田	昭則	練馬区立野町３１－３	R4. 10. 13
野本たつや後援会	野本	達矢	鈴木	武昌	港区海岸３－１９－２	R4. 10. 13
はぎの英輔を励ます会	萩野	英輔	佐野	秀一	国分寺市光町１－３０－７	R4. 10. 28
浜野正太後援会	濱野	正太	濱野	正太	八王子市元本郷町２－２－１５	R4. 10. 24
深川から新しい未来をつくる会	鬼頭	達也	鬼頭	美紀	江東区富岡１－８－１３	R4. 10. 31
古畑まさのり後援会	古畑	匡規	古畑	匡規	新宿区戸山１－１５－１３	R4. 10. 24
星野愛後援会	竹内	愛	竹内	雅郎	渋谷区渋谷１－１９－１	R4. 10. 18
星野玲子後援会	五十嵐	玲子	五十嵐	玲子	清瀬市中清戸２－６２６	R4. 10. 21
増田ひろのり後援会	増田	洋紀	増田	洋紀	渋谷区本町５－３９－２	R4. 10. 17
町けいすけ後援会	町	啓介	町	亜由美	世田谷区奥沢６－２２－１１	R4. 10. 4
松岡まりとランチボックスの会	松岡	真里	加瀬	よりえ	国分寺市泉町３－３３－１６	R4. 10. 6

松澤あいり後援会	松澤	愛里	松澤	秀樹	江東区深川２－１６－２３	R4. 10. 14
緑でいこう！杉並大作戦	ブランシャー	明日香	大場	亮	杉並区善福寺１－３０－９	R4. 10. 12
宮崎けい子と未来世代を守る会	石崎	慧子	石崎	慧子	豊島区長崎２－１－８	R4. 10. 11
みんなの声を届けよう杉並	溝口	真希子	中川	洋子	杉並区成田東３－１９－３５	R4. 10. 12
武蔵野民主研究会	平住	周恵	田中	愛	武蔵野市吉祥寺本町２－３４－９	R4. 10. 17
安田マリ後援会	安田	真理	安田	繁子	杉並区阿佐谷北１－３－４	R4. 10. 5
山口ともゆき後援会	山口	智之	石川	貴宏	国立市富士見台４－３９－５	R4. 10. 7
山下金吾後援会	山下	金吾	及川	照美	江東区北砂２－１８－２	R4. 10. 3
山田いぐみ後援会	山田	いぐみ	牧野	尚夫	港区南麻布１－２０－２	R4. 10. 13
山田貴久大田区減災・福祉研究会	山田	貴久	山田	幸宏	大田区西蒲田７－４－４	R4. 10. 21
山田のりゆき後援会	山下	望	宮寺	みえ子	青梅市新町７－１－１６	R4. 10. 14
行田政春後援会	行田	政春	北村	竹人	品川区東大井１－９－２７	R4. 10. 18
湯谷ひろし友の会	湯谷	博史	増岡	務	稲城市大丸７９７－４	R4. 10. 25
吉野けんさく後援会	吉野	建作	吉野	武	三鷹市野崎２－１９－１５	R4. 10. 24
依田翼後援会	依田	翼	依田	ラジイェ	文京区小日向４－７－５	R4. 10. 4
私たちの『教育勅語』明治からの道徳を伝える会	尾上	めぐみ	尾上	めぐみ	大田区東雪谷４－５－２	R4. 10. 26

◉東京都選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

1　政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党　東京第１支部	吉川　公滋	政治団体の名称	参政党　東京第１支部	参政党　東京支部	R4.　10.　25
		代表者の氏名	吉川　公滋	萱田　哲雄	R4.　10.　25
参政党　東京第四支部	飛髙　祥吾	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	R4.　7.　10
		代表者の氏名	飛髙　祥吾	深津　亮	R4.　8.　13
		会計責任者の氏名	若尾　夏世	百川　一郎	R4.　8.　13
参政党　東京第１５支部	吉田　利也	政治団体の名称	参政党　東京第１５支部	参政党　東京第二支部	R4.　10.　26
		会計責任者の氏名	比嘉　光啓	田崎　賢治	R4.　10.　26
参政党　東京第２６支部	大隈　優子	政治団体の名称	参政党　東京第２６支部	参政党　東京第三支部	R4.　10.　25
自由民主党東京都板橋区第十二支部	内田　憲一郎	主たる事務所の所在地	板橋区高島平１－４２－１	板橋区高島平１－７１－１	R4.　9.　27
自由民主党東京都世田谷区第４支部	真鍋　欣之	会計責任者の氏名	真鍋　裕紀子	本橋　俊夫	R4.　10.　7
自由民主党東京都第三選挙区支部	石原　宏高	会計責任者の氏名	星野　顕仁	清水　健一	R4.　10.　28
自由民主党東京都千代田区第二十五支部	鵜飼　里恵	代表者の氏名	鵜飼　里恵	鵜飼　友義	R4.　9.　28
自由民主党東京都八王子市第十二支部	西山　茂	代表者の氏名	西山　茂	西山　賢	R4.　8.　18

2　政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
石原ひろたかの会	石原　宏高	会計責任者の氏名	星野　顕仁	清水　健一	R4.　10.　28
内田けんいちろう後援会	内田　憲一郎	会計責任者の氏名	内田　等	磯部　徹	R4.　10.　1
おぎの雄太郎後援会	荻野　雄太郎	主たる事務所の所在地	府中市住吉町２－１３－２	府中市住吉町２－１８－１	R4.　10.　5
改革・前進・あだち	佐藤　和義	政治団体の名称	改革・前進・あだち	土屋のりこ後援会	R4.　10.　16
北多摩医師政治連盟	加藤　一彦	代表者の氏名	加藤　一彦	今井　均	R4.　8.　2
ここから未来を創る会	宮本　舜馬	主たる事務所の所在地	荒川区西尾久１－２７－２	荒川区西尾久１－２７－１０	R3.　3.　10
市政に若い力を！！	藤江　竜三	主たる事務所の所在地	国立市富士見台３－２５－５１	国立市富士見台３－２７－２３	R4.　3.　1

田代のぶゆき励ます会	田代　伸之	主たる事務所の所在地	西東京市ひばりが丘２－８－５	西東京市田無町６－３－８	R4. 10. 1
東京都医師政治連盟西多摩支部	進藤　幸雄	代表者の氏名	進藤　幸雄	玉木　一弘	R4. 6. 21
東京都医師政治連盟八王子支部	鳥羽　正浩	代表者の氏名	鳥羽　正浩	石塚　太一	R4. 6. 23
東京都栄養士連盟	奥村　眞理子	会計責任者の氏名	渡辺　純子	竹内　正城	R4. 10. 26
東京都宅建政治連盟台東支部	長谷川　守信	主たる事務所の所在地	台東区花川戸１－１３－１５	台東区入谷１－１７－２	R4. 10. 1
都民ファーストの会上野ようたろう後援会	上野　洋太郎	政治団体の名称	都民ファーストの会上野ようたろう後援会	上野ようたろう後援会	R4. 10. 3
内外情報調査会	宮田　肇	代表者の氏名	宮田　肇	宇田　稔	R4. 9. 28
		会計責任者の氏名	丸木　学	桑原　孝夫	R4. 9. 28
西多摩医師政治連盟	進藤　幸雄	代表者の氏名	進藤　幸雄	玉木　一弘	R4. 6. 21
西山まさる後援会	西山　茂	代表者の氏名	西山　茂	西山　賢	R4. 8. 18
ひさなが薫後援会	久永　薫	会計責任者の氏名	古川　斗記男	久永　ゆき子	R4. 10. 1
藤江竜三後援会	藤江　竜三	主たる事務所の所在地	国立市富士見台３－２５－５１	国立市富士見台３－２７－２３	R4. 3. 1
府中から東京の未来を創る	篠原　定	会計責任者の氏名	大橋　凌正	丸山　初来	R4. 10. 1
松田りゅうすけ後援会	松田　龍典	主たる事務所の所在地	大田区鵜の木２－１３－１４	大田区西蒲田３－１０－７	R4. 9. 14
真鍋欣之後援会	真鍋　欣之	代表者の氏名	真鍋　欣之	本橋　俊夫	R4. 10. 7
水野もとこ後援会	水野　素子	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市中区常盤町３－２１	東村山市恩多町５－４－７	R4. 10. 20
三菱自工労組政治活動委員会東京支部	笠井　志帆	主たる事務所の所在地	港区芝浦４－１５－３３	港区芝４－１０－１	R4. 10. 1
		代表者の氏名	笠井　志帆	鈴木　昭喜	R4. 10. 1
		会計責任者の氏名	金塚　恵里奈	青山　直人	R4. 4. 1
みんなで作る未来のいたばし	田原　佳幸	主たる事務所の所在地	板橋区大山東町５４－７	板橋区大山東町６０－６	R4. 10. 17

備考　従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた市民をつなぐ党は総務大臣に、水野もとこ後援会は神奈川県選挙管理委員会に、それぞれ届出すべき政治団体となったものである。

◉東京都選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

1　政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都千代田区第二十五支部	鵜飼　里恵	R4.　9.　30

2　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
新しいあきる野を創る会	村木　明美	R4.　9.　30
新政策研究会	宮路　和明	R4.　9.　30
高倉良生を励ます会	海野　義孝	R4.　10.　15
納田さおり後援会チームグリーン	中尾　眞砂美	R4.　10.　21

◉東京都選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
赤坂　珠良	区議会議員	赤坂たまよ後援会	杉並区阿佐谷北６－３０－７	R4.　10.　1
安達　真司	区議会議員	安達しんじ後援会	北区志茂２－５１－６	R4.　10.　13
五十嵐　将雄	市議会議員	いがらし応援団	西東京市田無町２－２２－１１	R4.　10.　1
五十嵐　玲子	市議会議員	星野玲子後援会	清瀬市中清戸２－６２６	R4.　10.　21
池澤　敦	市議会議員	池沢あつし後援会	羽村市富士見平２－１－１９	R4.　10.　19
石崎　慧子	区議会議員	宮崎けい子と未来世代を守る会	豊島区長崎２－１－８	R4.　10.　5
上田　彩	区議会議員	上田あや後援会	目黒区八雲４－９－２０	R4.　10.　20
上田　秀麿	区議会議員	上田ひでまろ後援会	世田谷区赤堤５－５－１４	R4.　10.　17
榎元　博晃	市議会議員	えもと博晃と未来を創る会	府中市緑町２－１９－２	R4.　10.　19
太田　光子	市議会議員	太田みつこ後援会	三鷹市下連雀４－１０－１	R4.　10.　19
大森　大	区議会議員	大森大後援会	板橋区大山東町２４－１５	R4.　10.　16
小俣　雄一	区議会議員	おまた雄一励ます会	墨田区堤通１－１１－３	R4.　10.　20
川合　佐奈子	区議会議員	川合さなこ後援会	江戸川区篠崎町２－７－１	R4.　10.　1
北岡　綾子	区議会議員	北岡あや子後援会	豊島区長崎３－１９－１４	R4.　10.　3
北見　昌士	市議会議員	きたみまさし後援会	狛江市岩戸南２－１５－１２	R4.　10.　10
久保　啓子	市議会議員	久保けいこ励ます会	国分寺市高木町１－１３－２０	R4.　10.　24
古賀　譲治	区議会議員	古賀譲治後援会	江東区新砂２－１－２７	R4.　10.　17
小林　瑞季	区議会議員	ＳＴＡＲＴ☆ＯＵＲＳせたがや	世田谷区北烏山９－１－１３	R4.　10.　1
紺谷　悠人	区議会議員	こんやゆうと後援会	杉並区荻窪２－４－２７	R4.　10.　27

嵯峨山　智依	区議会議員	さがやまともえ後援会	江東区亀戸５－４５－６	R4. 10. 1
佐々木　和代	市議会議員	佐々木かずよ友の会	三鷹市北野２－５－５	R4. 10. 1
佐藤　和之	区議会議員	佐藤かずゆき後援会	北区田端新町３－１７－１	R4. 10. 20
佐野　朋子	区議会議員	佐野ともこ後援会	江戸川区東小岩３－１９－１７	R4. 10. 1
清水　真由	区議会議員	清水真由といのちと環境を守る会	豊島区千川１－２３－２０	R4. 10. 6
白吉　健展	区議会議員	しらよしたけひろ後援会	新宿区須賀町１	R4. 10. 20
須藤　千詠子	市議会議員	すどうちえこ励ます会	武蔵村山市伊奈平５－７３－２	R4. 9. 29
千田　昌寛	区議会議員	千田まさひろ後援会	江東区清澄２－１２－１７	R4. 10. 25
田村　てるみ	市議会議員	田村てるみと未来をお天気にする会	武蔵野市中町１－２－３	R4. 9. 27
冨永　龍司	区議会議員	冨永りゅうじ後援会	台東区浅草１－１３－４	R4. 10. 13
中山　住人	区議会議員	なかよし会	豊島区千川１－２３－２０	R4. 10. 21
西田　満知子	区議会議員	都民ファーストの会西田まちこ後援会	練馬区向山３－２６－４	R4. 10. 17
野本　達矢	区議会議員	野本たつや後援会	港区海岸３－１９－２	R4. 10. 13
萩野　英輔	市議会議員	はぎの英輔を励ます会	国分寺市光町１－３０－７	R4. 10. 25
古畑　匡規	区議会議員	古畑まさのり後援会	新宿区戸山１－１５－１３	R4. 10. 24
町　啓介	区議会議員	町けいすけ後援会	世田谷区奥沢６－２２－１１	R4. 10. 1
松岡　真里	市議会議員	松岡まりとランチボックスの会	国分寺市泉町３－３３－１６	R4. 10. 1
松澤　愛里	区議会議員	松澤あいり後援会	江東区深川２－１６－２３	R4. 10. 11
溝口　真希子	区議会議員	みんなの声を届けよう杉並	杉並区成田東３－１９－３５	R4. 10. 11
宮田　肇	都議会議員	内外情報調査会	中央区日本橋浜町２－１８－４	R4. 9. 28

安田　真理	区議会議員	安田マリ後援会	杉並区阿佐谷北１－３－４	R4.　10.　5
山口　智之	市議会議員	山口ともゆき後援会	国立市富士見台４－３９－５	R4.　10.　1
山下　金吾	区議会議員	山下金吾後援会	江東区北砂２－１８－２	R4.　10.　1
山田　いぐみ	区議会議員	山田いぐみ後援会	港区南麻布１－２０－２	R4.　10.　13
行田　政春	区議会議員	行田政春後援会	品川区東大井１－９－２７	R4.　10.　13
湯谷　博史	市議会議員	湯谷ひろし友の会	稲城市大丸７９７－４	R4.　10.　23
依田　翼	区議会議員	依田翼後援会	文京区小日向４－７－５	R4.　10.　1

◉東京都選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
荻野　雄太郎	おぎの雄太郎後援会	主たる事務所の所在地	府中市住吉町２－１３－２	府中市住吉町２－１８－１	R4.　10.　5
笹本　由紀子	笹本由紀子とささの葉の会	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚３－１５－３	渋谷区笹塚２－４３－７	R4.　3.　10
田代　伸之	田代のぶゆき励ます会	主たる事務所の所在地	西東京市ひばりが丘２－８－５	西東京市田無町６－３－８	R4.　10.　1
藤江　竜三	藤江竜三後援会	主たる事務所の所在地	国立市富士見台３－２５－５１	国立市富士見台３－２７－２３	R4.　3.　1
松田　龍典	松田りゅうすけ後援会	主たる事務所の所在地	大田区鵜の木２－１３－１４	大田区西蒲田３－１０－７	R4.　9.　14
水野　素子	水野もとこ後援会	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市中区常盤町３－２１	東村山市恩多町５－４－７	R4.　10.　20

◉**東京都選挙管理委員会告示第十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都選挙管理委員会

1　法第１９条第３項第２号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
宇田　稔	内外情報調査会	R4.　9.　28
西山　茂	西山まさる後援会	R4.　8.　18

規　則（公）

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和５年３月17日

東京都公安委員会

委員長　山　口　　徹

◉**東京都公安委員会規則第１号**

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和47年４月１日東京都公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第15条中第９号を第11号とし、第５号から第８号までを２号ずつ繰り下げ、同条第４号の次に次の２号を加える。

(5)　遠隔操作型小型車に関すること。

(6)　特定自動運行に関すること。

第52条第１項中「10」を「６」に改める。

第71条第３項中「以下次条」を「次条及び第73条」に改める。

第73条第３項中「第三方面交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、航空隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、公安機動捜査隊、機動捜査隊、生活安全特別捜査隊及び組織犯罪対策特別捜査隊」を「隊」に改める。

別表第２を次のように改める。

名　　称
警視庁第一交通機動隊
警視庁第二交通機動隊
警視庁第三交通機動隊
警視庁第四交通機動隊

警視庁第八方面交通機動隊
警視庁第九方面交通機動隊

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　程（水）

◉東京都水道局管理規程第三号

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月十七日

東京都水道局長　古　谷　ひろみ

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程

東京都給水条例施行規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「給水管（取付・撤去）工事検査申込書」を「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」に改める。

附　則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

公　告

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表について

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）第七条の規定に基づき、令和三年十月から令和四年九月までの都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況を次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務	利用年月	利用件数
東京都恩給条例（昭和二十三年東京都条例第百一号）による年金である給付の支給に関する事務	令和三年十一月	一〇八
	十二月	三五
	令和四年三月	三六
	六月	三四
	九月	三二
雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例（昭和三十年東京都条例第一号）による年金である給付の支給に関する事務	令和三年十一月	二四
	十二月	七
	令和四年三月	七
	六月	七
	九月	七
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）第四条第一項に規定する東京都立産業技術高等専門学校における授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援に関する事務	令和四年六月	一二
	八月	二、六二四
	九月	七四二
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による特別給付金の支給に関する事務	令和四年一月	三五
	三月	一
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による特別弔慰金の支給に関する事務	令和三年十一月	九七
	十二月	六八
東京都介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例（平成二十五年東京都条例第六十八号）による廃止前の東京都介護福祉士等修学資金貸与条例（平成四年東京都条例第四十一号）による貸付けに係る債権の回収に関する事務	令和四年一月	三三九
	二月	三六
	三月	五
	四月	一五
	五月	九二
	六月	一二
	令和三年十月	一六
	十二月	五
	令和四年一月	一
	三月	一
	四月	五
	七月	二
	八月	一
	九月	一
東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第百二十一号）による貸付けに関する事務	令和三年十月	五
	十二月	一二
	令和四年一月	一五
	二月	二
	三月	一
	四月	三
	五月	二四
	六月	二〇
	七月	五
	八月	二
	九月	三

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）による料金の徴収に関する事務

令和三年十月	二、九五一
十一月	二、五九四
十二月	三、一八五
令和四年一月	一〇、〇二一
二月	二、六六五
三月	三、八七一
四月	五、九八二
五月	三、〇五二
六月	一、二二〇
七月	一、八一一
八月	一、三二六
九月	一、〇七四

二　東京都の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供を受ける他の執行機関	事務	提供年月	提供件数
公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による放置違反金の徴収に関する事務	令和三年十月	一二四
		十一月	九九
		十二月	一〇〇
		令和四年一月	八三
		二月	九五
		三月	一〇〇
		四月	一五二
		五月	七五
		六月	七六
		七月	五四
		八月	四四
		九月	一一七

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　名称
特定非営利活動法人ジャパンハート

二　代表者の氏名
吉岡　春菜

三　主たる事務所の所在地
台東区寿一丁目五番十号　１５１０ビル三階

四　その他の事務所の所在地
佐賀県佐賀市大和町大字川上五百十三番地二　川上リゾートA号室

一　名称
特定非営利活動法人ＥＴＩＣ.

二　代表者の氏名
伊藤　順平、坂本　多恵、白鳥　環、本木　裕子、高木　俊之

三　主たる事務所の所在地
渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号　恵比寿ビジネスタ

ワー十二階

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

都市計画の種類		
東京都市計画特別用途地区中高層階住居専用地区	令和四年十月三日港区告示第二百八十一号	
東京都市計画高度地区	令和四年十月三日港区告示第二百八十二号	
東京都市計画緑地	令和四年八月十五日世田谷区告示第六百三十七号	
第百一号北烏山七丁目緑地		
東京都市計画地区計画	令和四年十月三日世田谷区告示第七百六十九号	
世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画		
東京都市計画高度地区	令和四年十月三日世田谷区告示第七百七十号	
東京都市計画高度地区	令和四年十月三日世田谷区告示第七百七十一号	
東京都市計画生産緑地地区	令和四年十月二十七日世田谷区告示第八百三十四号	
東京都市計画道路区画街路杉並区画街路第三号線	令和四年十月三日杉並区告示第五百十五号	
東京都市計画公園第三・三・三十五号宮前公園	令和四年十月三日荒川区告示第三百三十七号	
東京都市計画公園第三・四・五十四号荒川公園	令和四年十月三日荒川区告示第三百三十八号	
東京都市計画高度利用地区	令和四年九月十四日東京都板橋区告示第三百九十三号	
東京都市計画高度地区	令和四年九月十四日東京都板橋区告示第三百九十四号	
東京都市計画生産緑地地区	令和四年九月二十九日練馬区告示第四百四十七号	
東京都市計画一団地の住宅施設中川第二団地の住宅施設	令和四年八月五日足立区告示第三百六十二号	
東京都市計画地区計画足立東部地域平野・東六月町地区地区計画	令和四年十月二十七日足立区告示第四百九十三号	
東京都市計画生産緑地地区	令和四年十月二十六日葛飾区告示第三百八十六号	
東京都市計画地区計画江戸川一丁目地区地区計画	令和四年七月二十七日江戸川区告示第六百五十四号	
東京都市計画高度地区	令和四年十月三日江戸川区告示第七百七十七号	
府中都市計画生産緑地地区	令和四年八月九日府中市告示第百三十四号	
調布都市計画地区計画国領町八丁目周辺地区地区計画	令和四年七月七日調布市告示第二百九号	
調布都市計画生産緑地地区	令和四年十月十七日調布市告示第三百三十四号	
小金井都市計画生産緑地地区	令和四年十月十一日小金井市告示第二百二十一号	
小平都市計画生産緑地地区	令和四年十月七日小平市告示第百八十四号	
東村山都市計画生産緑地地区	令和四年十月二十五日四東村山市告示第二百六十三号	
東村山都市計画地区計画さくら通り沿道久米川町地区地区計画	令和四年十月二十五日四東村山市告示第二百六十七号	
東村山都市計画用途地域	令和四年十月二十五日四東村山市告示第二百六十八号	
東村山都市計画高度地区	令和四年十月二十五日四東村山市告示第二百六十九号	
東村山都市計画防火地域及び準防火地域	令和四年十月二十五日四東村山市告示第二百七十号	

縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百四十八条第三項において準用する都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　氏名　佐々　一郎

二　住所　新宿区西新宿六丁目十五番一－四二〇五号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長　名　取　伸　明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
立川市一番町四丁目十五番四及び同番五の各一部	豊島区巣鴨一丁目十九番十四号　株式会社トシマ　代表取締役　大沼　直人
東久留米市小山五丁目千十二番一の一部、同番二から同番五まで及び幸町五丁目九百七十八番三	西東京市芝久保町四丁目二十六番三号　株式会社東栄住宅　代表取締役　佐藤　千尋
西東京市向台町六丁目千百四十三番一	西東京市芝久保町四丁目二十六番三号　株式会社東栄住宅　代表取締役　佐藤　千尋
多摩市一ノ宮一丁目四十一番六から同番十一まで及び同番十三	武蔵野市境二丁目二番二号　株式会社飯田産業　代表取締役　築地　重彦

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「㈠氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）㈡住所（団体にあっては所在地）㈢意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年三月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年三月十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　店舗名　スーパービバホーム東久留米店

二　店舗所在地　東久留米市上の原二丁目二番地ほか

三　設置者名　株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

四　設置者住所　千代田区丸の内一丁目三番二号

五　変更を行った小売業者の氏名又は名称　アークランズ株式会社

六　変更前の小売業者の住所　埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号（株式会社ビバホーム）

七　変更後の小売業者の住所　新潟県三条市上須頃四百四十五番地（アークランズ株式会社）

八　変更日　令和四年九月一日

九　届出日　令和五年二月十七日

十　縦覧場所　東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一　縦覧期間　令和五年三月十七日から同年七月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二　縦覧時間　午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和五年三月十七日

東京都下水道局長　奥　山　宏　二

一　商号又は名称を変更した事業者

受理年月日	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地	備
令和五年一月六日	五〇八八	株式会社アクアビルド	株式会社アクア設備	品川区大井七丁目四番三十五号	二十一番十二号 一〇一号室
同月十日	二〇〇三	株式会社坂井工業	株式会社坂井工業所	世田谷区大蔵六丁目八番十九号	練馬区高野台二丁目七番二十一号

二　事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地	備
令和五年一月五日	二二二三	株式会社富士邑	世田谷区若林四丁目三十一番十七号 木村ビル三階	世田谷区弦巻四丁目十九番二十二号	二十一番十二号 一〇二号室
同月十一日	五四九四	株式会社ソリド・ワン	西東京市東伏見三丁目八番十三号	西東京市東伏見三丁目六番十九号	二十一番十二号 二階
同月十二日	三〇二一	有限会社吉岡水道設備	葛飾区堀切四丁目六十二番二号	葛飾区小菅二丁目十六番十二号	練馬区高野台二丁目七番二十一号
同月十三日	三七五三	有限会社タスカル	板橋区蓮根二丁目三十番七号 第二友栄荘十三号室	板橋区蓮根二丁目十三番四号	二十一番十二号 二階
同月十九日	五二八一	株式会社東京設備	世田谷区喜多見八丁目二番四号	世田谷区桜三丁目二十番二十九号	練馬区高野台二丁目七番二十一号
同月二十三日	五八三三	株式会社ポノワ	練馬区土支田三丁目十一番二十号	東村山市多摩湖町一丁目十三番地二十二	二十一番十二号 二階
同月二十四日	五一二一	株式会社日の出設	葛飾区東新小岩五丁目	葛飾区東新小岩五丁目	二十一番十二号 二階

三　代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名	備
同月二十七日	四二〇八	坂東工業株式会社	練馬区高野台二丁目四番十六号	練馬区高野台二丁目七番二十一号	二十一番十二号 二階
令和五年一月四日	二三二九	有限会社廣井工務店	廣井　俊雄	廣井　清高	二十一番十二号 一〇二号室
同日	四六一二	株式会社クラシアン板橋支社	今田　健治	鈴木　一也	二十一番十二号 二階
令和五年一月五日	三四八三	ミナト矢崎サービス株式会社	牛﨑恵美子	山口　孝二	二十一番十二号 一〇二号室
同月六日	二〇六二	有限会社三恵設備工業	須賀　隆行	須賀　貞行	二十一番十二号 二階
同日	二三三一	有限会社伊藤設備工業所	伊藤　容明	伊藤　勝弘	二十一番十二号 一〇二号室
令和五年一月十日	二三〇六	有限会社柳沢設備工業	柳澤　昌基	柳沢　和夫	二十一番十二号 二階
同月十一日	二二九六	進和総業株式会社	毎沢　一弘	毎沢　智幸	二十一番十二号 一〇二号室
同月十三日	三三六四	新日本空調株式会社リニューアル事業部	田村　守	前川　伸二	二十一番十二号 二階
同日	三七五三	有限会社タスカル	初宿　宗司	時田　公代	二十一番十二号 一〇二号室
令和五年一月十九日	五〇八〇	森永建設株式会社	内田　次郎	田中　久	二十一番十二号 二階
同日	一九五二	大成設備株式会社	田行　啓一	児玉　雅宏	二十一番十二号 一〇二号室
同日	二四七七	有限会社大泉熱工業所	古畑　早苗	古畑　康子	二十一番十二号 二階
令和五年一月二十日	二三二六	東京ダイヤエアコン株式会社	横井　新吾	若村　恒夫	二十一番十二号 一〇二号室
同月二十四日	二四〇〇	株式会社ナガミ	中川　隆行	長南　亮三	二十一番十二号 二階
同日	二〇五四	陣野水道株式会社	陣野　美子	陣野　武夫	二十一番十二号 一〇二号室
令和五年一月二十五日	一七八一	日本ファシリオ株式会社	佐藤　優	川口　正廣	二十一番十二号 二階
同月三十日	三六六二	有限会社三章	淺野可奈女	淺野　敏章	二十一番十二号 一〇二号室

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
定価　本号　一一〇円
一箇月　六、六〇〇円（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001

FSC ミックス紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ